防衛施設中央審議会

主管省及び庶務担当部局課　防衛省地方協力局総務課

電話番号　(03)3268-3111（代表）

ホームページ

https://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/shi-chu/index.html

根 拠 法 令　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（以下、駐留軍用地特措法）第３０条

設置年月日　平成12年４月１日

所 掌 事 務

１．駐留軍に提供していた土地等を原状回復しないで返還された所有者から、原状回復しない返還や損失の補償等について異議の申し出があった場合、駐留軍用地特措法第１２条第２項に基づき防衛大臣の諮問に応じて意見を述べること

２．駐留軍に提供するため新規に土地等を使用・収用する場合で、地方防衛局長から緊急採決の申立てを受けた都道府県の収用委員会が２ヶ月以内に使用・収用の裁決を行わない場合に、防衛大臣が収用委員会に代わって裁決（代行裁決）を行うことができるが、その際に駐留軍用地特措法第２３条第７項に基づき議決を行うこと

３．連合国占領軍等の行為等による被害者から給付金の支給に関して不服申し立てがあった場合に、被害者給付金支給法第１７条に基づき防衛大臣の諮問に応じて意見を述べること

分科会等＜分科会＞　なし

＜部　会＞　なし

委員＜定数＞　７名以内（学識経験者）

うち常勤　なし

＜任期＞　３年

＜氏名＞　青木　節子（慶応義塾大学大学院教授）

阿部　達也（青山学院大学教授）

岩間　陽子（政策研究大学院大学教授）

河瀬　由美子（名古屋駅前公証役場公証人）

◎中西　寛（京都大学大学院教授）

廣瀬　祐子（ジャーナリスト）

渡部　恒雄（(公財)笹川平和財団上席フェロー）

諮問・答申事項等　なし